

## 電気事業法第27条に基づく使用制限について（Q&A）

平成23年6月1日  
経済産業省

### 1. 使用制限の趣旨

問1-1. なぜ電気の使用制限を実施するのですか？

（答）

○東京電力管内の需給ギャップは、昨年並のピーク需要を想定すると、▲620万kW（▲10.3%）です。また、東北電力管内においては、東京電力から最大限の融通を受けたとしても、▲90万kW（▲7.4%）の需給ギャップが生じる見込みです。

○こうした需給ギャップを解消するには、需給両面で最大限の対策が必要であり、需要抑制の実効性及び需要家間の公正性担保のため、電気事業法第27条を活用することとしました。

### 2. 使用制限の概要

問2-1. 使用制限はどのような者が制限の対象となるのでしょうか？

（答）

○契約電力500kW以上の需給契約を電気事業者と締結している需要設備（事業所）です。

○電気事業者とは、東北電力、東京電力、特定規模電気事業者（PPS）になります。

問2-2. 契約電力500kW以上の大口需要家が使用制限の対象とのことですが、対象となる契約電力の種別はどうなっているのですか？

（答）

○契約電力は、常時使用電力、臨時電力、農事用電力及び自家発補給電力を合算したものです。

○ただし、自家発補給電力については、使用制限期間中に使用している場合にのみ加算し、臨時電力と農事用電力については、契約上の使用期間のみ加算します。

問2-3. 今夏、供給力が不足するのは東北電力と東京電力だと思いますが、なぜ特定規模電気事業者（PPS）の需要家にも使用制限が課せられるのでしょうか。

（答）

○PPSの供給力は、東北電力及び東京電力の供給力に必ずしも影響を受けるものではありませんが、PPSは、東北電力、東京電力の送配電線を利用して電気を供給しています。

○このため、東北電力、東京電力の需給状況により、万一の事態が発生した場合には、PPSの需要家も東北電力、東京電力の需要家と同様の影響が生じてしまいます。

○PPSの需要家の使用電力が抑制されることにより生ずるPPSの供給余力が、東北電力、東京電力に供給されれば管内全体の需給ギャップ解消につながることから、今回、PPSの需要家も使用制限の対象としています。

○なお、特定電気事業者については、一般的に電力会社の系統に依存していないので、今回の使用制限の対象外としています。

問2-4. 電気の使用が制限される期間及び時間について具体的に教えてください。

（答）

○東京電力管内は平成23年7月1日から9月22日の平日9時から20時、東北電力管内は平成23年7月1日から9月9日の平日9時から20時となります。

○いずれも、土日、祝日、夜間は使用制限の対象外です。なお、お盆の期間も、平日については使用制限の対象となります。

問2-5. なぜ電気の使用の削減率は15%なのですか？

（答）

○今夏の供給力の見通しは、東京電力で5,380万kW（7月末）、東北電力で1,370万kW（8月末）です。この見通しに基づく、最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%と想定しています。

○需要抑制の目標は、余震等による火力の復旧の遅れ等のリスクを踏まえれば、一定の余裕を持

ったものとするのが適当であり、こうした観点から、東京・東北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%としており、使用制限についても15%削減としています。

問2-6. 使用できる電力の上限はどのように算定するのですか？

(答)

○以下の場合分けに従い、基準となる電力の値を算出し、それに85% (15%削減) をかけた後の数値が使用できる電力の上限となります。

○具体的な数値については、個別に通知いたします。

①契約電力を変更していない場合

(基準期間(※1)の末日の指定時間(※2)の契約電力=使用制限期間(※3)の指定時間の契約電力) → [使用最大電力と契約電力の小さい方] ×0.85

②契約電力を引き上げた場合

(基準期間(※1)の末日の指定時間(※2)の契約電力<使用制限期間(※3)の指定時間の契約電力) → [引上げ後の契約電力(使用制限期間の指定時間の契約電力)] ×0.85

③契約電力を引き下げた場合

(基準期間(※1)の末日の指定時間(※2)の契約電力>使用制限期間(※3)の指定時間の契約電力) → [使用最大電力と引下げ後の契約電力(使用制限期間の指定時間の契約電力)の大きい方] ×0.85

④新たに契約した場合(契約先を変更した場合)

(基準期間(※1)の初日以降、新たに需給契約を締結した又は契約先を変更した場合) → [使用制限期間の指定時間の契約電力] ×0.85

※1 基準期間：平成22年7月1日～9月22日(東京電力管内) 平成22年7月1日～9月9日(東北電力管内)

※2 指定時間：9時～20時

※3 使用制限期間：平成23年7月1日～9月22日(東京電力管内)、平成23年7月1日～9月9日(東北電力管内)

問2-7. 昨年夏の使用最大電力はどのように算出するのですか？

(答)

○以下の場合分けに従い算出します。どちらに該当するかは、昨夏契約していた電気事業者に確認していただければ分かります。

①メーターに1時間ごとの使用電力が保存されている場合

→基準期間の指定時間における1時間当たりの使用電力の中の最大値

②メーターに1時間ごとの使用電力が保存されていない場合

→基準期間を含むすべての検針期間における使用最大電力の中の最大値

### 3. 通知とは

問3-1. 6月1日に通知があると聞きましたが、何が通知されるのでしょうか？

(答)

○使用制限の対象者に対して、経済産業省から通知を行います。

○通知には、

- ・使用制限のかかる事業所(需要設備)
- ・使用できる電力の限度

等が記載されています。

問3-2. 通知された使用制限の内容について疑問がある場合には、どのすればいいのでしょうか？

(答)

○通知に記載される使用制限の内容について疑義等がある場合には、経済産業省や東北・関東経済産業局にお問い合わせください。

○なお、行政手続法に基づいて、書面で意見陳述することも可能です。(弁明の機会の付与)。

弁明書を提出する場合には、6月10日までに経済産業省に提出する必要があります。

○また、通知により使用できる電力の限度が決定されます

(不利益処分)ので、行政不服審査法に基づいて、経済産業大臣に対して、異議申し立てを行うことも可能です。

問3-3. 通知を受けた後で、契約電力を引き上げた場合には、使用できる電力の上限が変わると思いますが、再度、通知されるのでしょうか？

(答)

○契約電力の引上げ等により、使用できる電力の上限が変わった場合には、再度、経済産業省から通知を行います。

○通知の到着にかかわらず、引上げ後の契約電力に基づいて電気を使用できるようになった時点から、使用できる電力の上限は引き上げられることとなります。

問3-4. 通知を受けた後で、契約電力を引き下げ、契約電力が500kW未滿となった場合には、制限対象外になると思いますが、再度、通知されるのでしょうか？

(答)

○契約電力の引下げにより、制限対象者から外れた場合には、再度、経済産業省から通知を行います。

○通知の到着にかかわらず、契約電力が500kW未滿となった時点から、使用制限の対象外となります。

#### 4. 共同使用制限スキームについて

問4-1. 共同使用制限スキームとは何でしょうか？

(答)

○使用制限においては、事業所単位(契約単位)で昨夏の使用最大電力を15%削減することが基本です。

○ただし、共同使用制限スキームを活用することで、複数の事業所で共同して15%削減を達成することも認められます。具体的には、ある時間・期間において、単独の事業所では15%削減を行わなくても、スキームに参加する事業所(グループ)全体で15%削減を達成していれば、使用制限違反とはなりません。

(答)

①スキームに参加する事業所の昨夏の1時間ごとの使用電力の実績に、それぞれの事業所に適用される制限率(制限緩和がない限り0.85)を乗じた後の値を足し合わせます。

[問4-3, 4-6, 4-7参照]

その中の最大値がグループ全体で使用できる電力の上限です。

②スキームに参加する個々の事業所は、今夏に予定している使用予定電力を1時間単位で作成します。

問4-2. 共同使用制限スキームを活用の流れはどうなっているのでしょうか？

③個々の事業所の使用予定電力を、グループ全体で足し合わせて、その合計がグループ全体で使用できる電力の上限におさまるように設定します。

④東北経済産業局又は関東経済産業局に申請し、確認を受けます。[問4-5参照]

⑤確認を受けた内容にしたがって、共同して使用削減に取り組みます。

⑥毎月16日までにスキームに参加した全事業所が一緒になって、電気の使用状況を経済産業局に報告します。

問4-3. グループを組める事業所には要件がありますか？

(答)

○同一企業の事業所に限らず、他の企業の事業所であっても、グループを組めます。

○ただし、同じ電力会社の管内に所在する事業所であることが必要です。

問4-4. 省略

問4-5. 共同使用制限スキーム活用のための手続はどうなっていますか？

(答)

○東北経済産業局又は関東経済産業局に申請し、確認を受ける必要があります。

○共同使用制限スキームを活用したい日の14日前までに申請が必要です。7月1日から活用する場合には、6月17日までに申請していただく必要があります。

問4-6. 共同使用制限スキームを活用した場合、グループ全体で使用できる電力の上限はどのように算定するのですか？

(答)

○スキームに参加するすべての事業所の昨夏（基準期間の指定時間：土日、夜間は含まず）の使用電力の実績に、それぞれの事業所に適用される制限率（制限緩和がない限り0.85）を乗じた後の値を各日につき1時間単位で足し合わせます。

○その中で最も大きい値が、共同スキームに参加する事業所が全体として使用できる電力の上限となります。

問4-7. メーターに昨夏の1時間ごとの使用電力が保存されていないのですが、共同使用制限スキームの活用の際に使用できる電力の上限をどのように算出すればいいのでしょうか？

(答)

○昨夏（基準期間）を含むすべての検針期間（例えば7,8,9月分）における使用最大電力の中の最大値に当該事業所に適用される制限率（制限緩和がない限り0.85）を乗じた後の値を、他の事業所の昨夏の各日の1時間単位の使用電力の実績にそれぞれの事業所に適用される制限率を乗じた後の値の合計値に足し合わせてください。

○その中で最も大きい値が使用できる電力の上限となります。

問4-8. 共同使用制限スキームの活用が認められる要件にはどのようなものがありますか？

(答)

○共同使用制限スキームの活用にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

①スキームに参加する事業所の個別の使用予定電力（1時間単位）の合計がグループで使用できる電力の上限以下であること。

②東京電力又は東北電力の供給区域のいずれか一方に、対象となるすべての事業所が所在していること。

③天災等により電気の使用が相当程度困難な事業所との間での共同スキームの活用でないこと。

※ただし、代替生産等を行う場合の活用は認められます。

④制限緩和の適用を受けた事業所との間での共同スキームの活用でないこと。

※ただし、同一法人又は同一業種間であれば認められます。

問4-9. 共同使用制限スキームの場合、どのような制限がかかるのでしょうか？

(答)

○スキームに参加する事業所の使用電力（1時間単位）の合計が、グループ全体で使用できる電力の上限を超えないように電力を使用する必要があります。

○ただし、グループ全体で使用できる電力の上限を超えた場合であっても、自らの使用予定電力の範囲内で電力を使用した事業所は使用制限違反とはなりません。

## 5. 適用除外

問5-1. 適用除外とは何でしょうか？

(答)

○適用除外とは使用制限の対象外のことです。適用除外となる事業所は、自由に電力を使用することができます。

○ただし、電力需給全体の逼迫や他の事業所との公平性の観点から、できるだけ自主的な節電に努めてください。

問5-2. 適用除外を受けるためには、事前の申請は必要でしょうか？

(答)

○使用制限の適用除外の要件に該当する事業所に対しては、経済産業省からの通知が送付されま

せん。事前の申請も不要です。

○経済産業省から通知を受けた事業所については、使用制限の対象になります。

※災害救助法における避難所については、対象施設が固定的ではないため、通知が到達する可能性があります。その場合には、東北経済産業局又は関東経済産業局に御一報ください。

問5-3. 被災地に立地する事業所は適用除外でしょうか？

(答)

○福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する事業所は適用除外です。

○また、災害救助法における避難所も適用除外です。

○それ以外の事業所については、適用除外にはなりません。

問5-4. 救急患者の治療を行う医療施設については、適用除外に該当するため、全く制限がかからないのでしょうか？

(答)

○救急患者の治療を行う医療施設については、救急患者の治療を行うなどの緊急時のみ適用除外になります。こうした緊急時以外は、使用制限の対象です。

## 6. 制限緩和

問6-1. 制限緩和とは何でしょうか？

(答)

○制限緩和の適用を受ければ、その類型に応じて、削減率が15%から緩和されたり、使用制限の時間帯が限定されるなど、使用制限が緩和されます。

問6-2. 制限緩和を受けるためには、事前の申請は必要でしょうか？

(答)

○東北経済産業局又は関東経済産業局に申請し、確認を受ける必要があります。

○制限緩和の適用を受けたい日の14日前までに申請が必要です。7月1日から適用を受けたい場合には、6月17日までに申請していただく必要があります。

問6-3. どのような事業所について制限緩和措置を講じられるのでしょうか？

(答)

○制限緩和の対象となるのは、15%の使用削減を求めることが無理を強いることになる事業所です。具体的には、\_医療施設や老人福祉・介護施設のように、生命・身体の安全に不可欠な施設\_データセンター・クリーンルームのように、24時間連続して稼働している施設\_鉄道、冷蔵倉庫、港湾など、人流・物流に大きな影響を持つ施設などを有する事業所になります。

問6-4. 具体的にどのような制限緩和措置を講じるのでしょうか？

(答)

○制限緩和措置は、一律に講じるものではなく、具体的にどの程度制限を緩和するか、個別の事情に応じ、できるだけきめ細かく設定しています。

○なお、仮に制限緩和が認められた場合も、15%削減に向けて最大限御努力いただき、政府としても、個別の事業所ごとの節電の取組をチェックするなどにより、他の事業者との不公平がないように運用していきます。

問6-5. 被災地はどのような扱いとするのでしょうか？

(答)

○被災された方々に対しては、最大限の配慮をしなければなりません。他方、被災地のすべての事業所に対して制限緩和を認めると、目標とする需要抑制を達成できないおそれがあります。

○そうしたバランスをとるべく、被災地の公共機関(自治体庁舎、警察)や、公共インフラ(郵便、鉄道、金融機関、通信)な)、復興に当たり社会資本の形成に資する設備(災害廃棄物を処理する廃棄物処理施設)等については、一定の制限緩和措置を講じます。

○今後、更に対応が必要な案件が出てくれば、個別の事例ごとに判断していきます。

問6-6. 削減率0%が適用される医療施設の範囲を示してください。

(答)

○医療法に規定する病院、診療所と助産所が該当します。

問6-7. すべての医薬品・医療機器製造販売業の事業所の制限が緩和され、削減率0%が適用されるのでしょうか？

(答)

○すべての医薬品・医療機器製造販売業の事業所が制限緩和の対象となる訳ではありません。対象は「使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす」ことになる施設に限られます。

○具体的には、薬事法の許可を受けた製造販売業、製造業の工場や保管施設であって、無菌、滅菌、培養、凍結乾燥、合成、常時稼働が必要な温度管理等の製造・保管工程が中心であるものが制限緩和の対象になります。

※医薬部外品や化粧品製造に係る工場等は該当しません。

問6-8. すべての医薬品卸売販売業の事業所の制限が緩和され、削減率0%が適用されるのでしょうか？

(答)

○すべての医薬品卸売販売業の事業所が制限緩和の対象となる訳ではありません。対象は「使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす」ことになる施設に限られます。

○具体的には、薬事法の許可を受けた卸売販売業の医療用医薬品を保管する物流センターであって、常時稼働が必要な温度管理等の保管工程が中心であるものが制限緩和の対象になります。

問6-9. すべての老人福祉施設等に削減率0%が適用されるのでしょうか？

(答)

○すべての老人福祉施設等が制限緩和の対象となる訳ではありません。対象は「使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす」ことになる施設に限られます。

○具体的には、電気の使用制限を行うことで、生活や健康の保持に大きな支障が生じうる利用者（例：人工呼吸器や酸素療法、たんの吸引等が必要な利用者、体温調整が困難な利用者）がいる施設が制限緩和の対象になります。

問6-10. すべての産業廃棄物処理施設に削減率5%が適用されるのでしょうか？

(答)

○廃棄物処理法に基づく許可を受けた廃棄物処理事業者が設置する事業所のうち、焼却又は分解処理施設（前処理施設を含む）を主要な施設とする事業所のみが制限緩和の対象です。

※廃棄物処理事業者：主たる業種が廃棄物処理業であると認められる場合に限りです

○なお、主要な施設とは、焼却施設等の廃棄物処理能力が当該事業所全体の廃棄物処理能力の5割以上を占める施設です。

問6-11. 制限緩和の対象である情報処理システムとはどのようなものなのでしょうか？

(答)

○データセンター、金融機関の電算センターや通信事業者のシステムなどが該当します。

問6-12. 制限緩和の対象であるクリーンルームや電解施設とはどのようなものなのでしょうか？

(答)

○クリーンルームとは、例えば、半導体などの電子部品や精密部材などを製造するために使われる清浄（クリーン）な空間設備のことです。清浄な状態を維持するために常時固定的な電力を必要とします。

○電解施設とは、例えば、銅などの金属や工業用ガスなどを製造するために、電気分解によって高純度の単体の物質を取り出す施設のことです。連続的に金属や工業用ガスなどを製造し続けるために長時間固定的な電力を必要とします。

問6-13. システムやクリーンルームについては、なぜ、電力使用の変動幅に応じて緩和の程度が設定されているのでしょうか？

(答)

○システムやクリーンルームについては、常時固定的な電力を必要とするため、24時間・365日、使用電力の変動があまりありません。

○使用電力の変動幅が小さい場合、土日や夜間操業への移行により昼間の使用電力を抑制することは困難です。他方で、ある程度、使用電力の変動幅がある場合には、土日や夜間操業により昼間の使用電力を抑制できる可能性が高まります。このため、変動幅に応じて、削減率を緩和することとしています。

(参考) 変動幅の算定方法

○1日の電力需要(1時間単位)の最大と最小の変動率を、基準期間(※1)の日数分を平均したものとします。(ただし、算定期間には、夜間、土日及び祝日を含む。)

※変動率(%) = { (使用最大電力(※2)) - (使用最小電力(※3)) } / (使用最大電力) で算出。(端数は小数点以下を切り捨て)

○ただし、平均値の算定に当たり、設備トラブル等による特異な変動率を排除するため、各日の変動率のうち、変動率が大きい上位3日及び変動率が小さい上位3日の変動率は除くものとする。

※1 基準期間：平成22年7月1日～9月22日(東京電力管内) 平成22年7月1日～9月9日

(東北電力管内)

※2 使用最大電力：基準期間の各日において、1時間単位の使用電力のうち当該1日の最大値

※使用最小電力：基準期間の各日において、1時間単位の使用電力のうち当該1日の最小値

問6-14. 制限緩和の対象となる倉庫とはどのようなものでしょうか？

(答)

○いわゆる「定温倉庫」、「貯蔵槽倉庫」(倉庫業法施行規則第3条第6号に該当するもの)、「冷蔵倉庫」(倉庫業法施行規則第3条第8号に該当するもの)が対象となります。

○定温倉庫は、倉庫業法施行規則第3条第1号に規定する一類倉庫のうち、定温管理が可能な空調装置又は設備を有するものに限られます。

※「定温管理が可能な空調装置又は設備を有する」ことについては、電気主任技術者による証明書を添付していただく必要があります。

○これらの倉庫については、倉庫業法に基づき登録を受けており、国土交通大臣又は地方運輸局長から登録通知書が発行されています。

問6-15. 制限緩和の対象となる一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業とはどのようなものでしょうか？

(答)

○飲食料品卸売業のうち、食料・飲料卸売業で食料・飲料を総合的に取り扱う卸売業が対象です。

○また、一定の冷蔵室とは、保管温度が常時摂氏十度以下に保たれている冷蔵室を意味し、冷凍・冷蔵商品の保管・配送を行う物流センターのように、このような冷蔵室が設備の中心である事業所が制限緩和の対象となります。

問6-16. 制限緩和の対象となる港湾運送等の需要設備とはどのようなものでしょうか？

(答)

○港湾における荷役機械(ガントリークレーン、アンローダー、トランスファークレーン等)や貨物の保管の用に供する設備(リーファープラグ)が該当します。

○なお、これらの施設と付随する施設についても、同一の需給契約に基づき電気が供給されていれば制限緩和の対象となります。

問6-16. 被災地の金融機関や電気通信事業者は制限緩和がされるのでしょうか？

(答)

○被災地に所在する金融機関や電気通信事業者がすべて制限緩和の対象となる訳ではありません。

○人員の大幅な増加等により、東日本大震災の被災者に対する緊急対応を行っている金融機関や電気通信事業者については、電力使用の抑制が困難であることから、このような要件を満たす場合に限り、制限緩和の対象としています。

○このような要件を満たすかどうかについては、被災地での業務状況を把握している金融庁や総務省にも確認しながら判断します。

## 7. 罰則

問7-1. 使用制限に違反した場合、罰則がかかるのでしょうか？

(答)

○故意による使用制限違反については、100万円以下の罰金の対象となります。

問7-2. 使用制限違反はどのように判定されるのでしょうか？

(答)

○瞬間的に使用できる電力の上限を超えたとしても、使用制限違反にはなりません。

○◆時～◆+1時の1時間単位で、使用できる電力の上限を超えた場合に、使用制限違反となります。例えば5時間超えた場合には、5回の違反となります。

問7-3. テナントビルにおいて、テナントが使用電力を削減しなかったため、使用制限違反となった場合にも、テナントビルのオーナーに対して罰則は科されるのでしょうか？

(答)

○テナントビルの場合、電気事業者と直接需給契約を締結しているビルのオーナーに対して、テナント入居部分も含めビル全体の電気の使用について制限がかかります。

○テナントビルにおいては、電気事業者と直接需給契約を締結しているオーナーに対して使用制限がかかることとなります。なお、オーナーが電気の使用をコントロールできない部分(テナントの専用部分等)の使用削減が十分図られなかったことにより、ビル全体の『使用できる電力の限度』を超えた場合には、悪質性など個別の事情によって違反かどうかを判断します。

※なお、上記のような場合には、一般的には故意が認められないと解することができます。

## 8. 使用状況の報告

問8-1. 電気の使用状況を定期的に報告する必要があるのでしょうか？

(答)

○制限対象となる事業所は、使用制限期間中、検針日から15日以内に、東北又は関東経済産業局に、電気の使用実績を報告していただく必要があります。

※共同使用制限スキームを活用している場合は、毎月16日までに、スキーム参加者が一緒に、報告していただく必要があります。

○使用実績については、電気事業者を確認することで把握できます。

問8-2. 具体的にどのような書類を提出する必要があるのでしょうか？

(答)

○別途定める様式にしたがって提出していただく必要がありますが、具体的には、

①毎月送付される検針票等に記載されている「当月最大需要電力」が、使用できる電力の上限を超えていなければ、検針票等のコピーを添付してください。

②超えている場合には、電気事業者を確認の上、使用制限期間中の1時間ごとの使用電力を記載した表を添付してください。

## 【参考】

(電気の使用制限等)

**第27条** 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの受電を制限することができる。